

運 営 の 諸 規 定

参加方法

- ① 申し込み用紙に氏名、住所、電話番号、利用したいこと、提供できることなどを記入し、会費をそえて提出します。
* メール交換をご希望の方は、メールアドレスまたは携帯電話番号をご記入ください。
- ② 入会の申し込み書が受理された後、会員登録します。
- ③ 登録後に地域通貨「ピース」活用ガイドとピース券 10 枚（5 時間分）、および「会員証」を配布します。
- ④ グループ・団体・店舗等が入会する場合は、申し込み書に名称、代表者名、担当者名、住所、電話番号、主な活動内容等を記入して提出します。
- ⑤ 登録後、ピース券 20 枚と会員証を配布します。

利用方法

詳しくは地域通貨「ピース」活用ガイドをご覧ください。利用したい人は、会員間で連絡できる場合には、直接依頼してください。また、「ピース券で頼みたいことはがき」やメールで依頼する方法、会員交流会・相談会で直接依頼する方法もあります。良くわからないことがありましたら運営委員に遠慮無くご相談ください。

会費規定

個人・店舗会員	年会費	600 円
グループ・団体会員	年会費	1,200 円

流通期間

流通期間は毎期 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）、毎年 3 月～4 月に登録更新手続きを行います。年度途中で入会した場合も有効期限は同じです。退会する人は「ピース券」「会員証」などを運営委員会までご返却ください。

ピース利用上の注意事項

名 称：ピース

単 位：5 ピース券 1 枚で 30 分を目安とする。

* やりとりする枚数は、お互いが話し合って自由に決めることが出来る。

配 布《ピース券配布基準細則》

1. 個人会員・店舗会員へのピース券配布は、原則として 10 枚とする。
2. 団体会員へのピース券配布は、原則として 20 枚とする。
3. ピース券を使い切った個人会員への追加ピース券配布は、当面 10 枚までとする。それ以上の追加配布については、運営委員会にて協議・決定する。
4. ピース券を使い切った団体会員への追加ピース券配布は、当面 20 枚までとする。以下、個人会員の細則に準ずる。

交 換：破損時、裏書き満了時。

兌 換：現金とは交換できません。

記 録：受け渡し時に、「メニュー番号」「サイン」「年月日」をピース券の裏面に記入する。

流通範囲：清瀬市内、および隣接した地域を含む。

禁止行為：政治・宗教の布教活動、物品の販売強要、地域通貨の活動に反すること。

流通開始：2008 年（平成 20 年）10 月 1 日より本格流通とする。

「附則」1. この諸規定は、2010 年 4 月 1 日より施行する。

2. 2017 年 8 月 10 日改定